

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第十七条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	〔一～五 略〕 〔号を削る。〕	〔一～五 同上〕 〔項を加える。〕
2   銀行法第五十二条の五十ー第二項に規定する内閣府令で定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものも含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。	〔一～五 同上〕 〔項を加える。〕	〔一～五 同上〕 〔項を加える。〕

(預金者等に対する情報の提供)

(預金者等に対する情報の提供)

第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）

に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

〔一～三 略〕

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

〔イ～リ 略〕

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

〔1〕  
〔略〕

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用

協同組合等の中企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第一百十条の五十八第十八号口において同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第一百十条の五十八第十八号口において同じ。）の内容

ル 〔略〕

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他

第四十一条 「同上」

〔一～三 同上〕  
四 「同上」

〔イ～リ 同上〕

ヌ

〔1〕  
〔同上〕

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用

協同組合等の中企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第一百十条の五十八第一項第十八号口において同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ニ及び第一百十条の五十八第一項第十八号口において同じ。）の内容

ル 〔同上〕

〔1〕  
〔同上〕

当該商品に関するより詳細な説明

〔イヽニ 略〕

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外國金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第一百十条の五十八条第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 〔略〕

〔2ヽ4 略〕

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 〔略〕

2 〔略〕

3 信用協同組合等は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において顧客の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第六十五条 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による

〔イヽニ 同上〕

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外國金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第一百十条の五十八条第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 〔同上〕

〔2ヽ4 同上〕

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第四十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 信用協同組合等は、その事務所において、第一項に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号に掲げる事項を顧客の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第六十五条 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による

休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

3|| 信用協同組合等は、令第四条第二項二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

- 一 令第四条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日以外の休日
- 二 前号の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）
- 三 当該事務所の最寄りの事務所の名称、所在地及び電話番号その他連絡先

（特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等）

第百条の二

特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 理由書

休日の承認を受けようと/orするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 当該申請に係る事務所が当座預金に係る事業を行っていないこと。

〔項を加える。〕

- 二 令第五条の六第三項の規定による掲示の方法を記載した書面
- 2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 二 当該申請に係る営業所又は事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

3 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

- 一 令第五条の六第一項に定める日以外の休日の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）
- 二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第一百一条 特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

〔2・3 略〕

4 特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭

（特定信用協同組合代理業者の業務取扱時間等）

第一百一条 特定信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

〔2・3 同上〕

4 特定信用協同組合代理業者は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所又は事務所の店頭

に掲示するものとする。

一 「略」

二 当該営業所若しくは事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5  
〔略〕

6 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示するものとする。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百十条の五十四 「略」

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大書きの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第一百十条の五十八第十一号に掲げる事項

事項

二 第百十条の五十八第十二号に掲げる事項

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第一百十条の五十八第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲

に掲示しなければならない。

一 「同上」

二 当該営業所又は事務所の最寄りの営業所若しくは事務所又は当該特定信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の事務所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

5  
〔同上〕

6 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載方法)

第一百十条の五十四 「同上」

2  
〔同上〕

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第一百十条の五十八第一項第十一号に掲げる事項

事項

二 第百十条の五十八第十二号に掲げる事項

3 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第一百十条の五十八第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲

げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の五十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし

書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第百十条の三十六第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十一条の五十八第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の表明があった場合に限る。）

〔二・三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、信用協同組合等又は当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者がともに準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場

）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の五十六 「同上」

一 第百十条の三十六第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百十一条の五十八第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百十条の五十四に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

〔二・三 同上〕

〔号を加える。〕

合において、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2～4 略〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第一百十条の五十八　【略】

【項を削る。】

〔2～4 同上〕

(契約締結前交付書面の記載事項)

第一百十条の五十八　【同上】

2|| 一の特定預金等契約の締結について信用協同組合等及び信用協同組合代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第一百十条の五十九 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一～十一 略〕

【項を削る。】

(契約締結時交付書面の記載事項)

第一百十条の五十九 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一～十一 同上〕

2|| 一の特定預金等契約の締結について信用協同組合等及び信用協同組合代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合

において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約  
締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわ  
らず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事  
項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の六十 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三

十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次  
に掲げる場合とする。

〔一〇三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、信用協同組合等又は当該  
信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者  
がともに準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定に  
より顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場  
合において、当該信用協同組合等又は当該信用協同組合代理業者  
のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2〇4 略〕

(届出事項)

第一百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は

、次に掲げる場合とする。

〔一〇十九 略〕

〔二十 削除〕

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の六十 「同上」

〔一〇三 同上〕

「号を加える。」

〔2〇4 同上〕

(届出事項)

第一百十一条 「同上」

〔一〇十九 同上〕

〔二十 信用協同組合等が銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定

により作成した書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

〔二十一～二十五の二 同上〕

2 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 削除

〔四～六 略〕

3 〔略〕

4 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一 〔略〕

〔号を削る。〕

二 〔略〕

三 〔略〕

〔5～8 略〕

により作成した書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合

〔二十一～二十五の二 同上〕

2 「同上」

〔一・二 同上〕

三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（銀行法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合

〔四～六 同上〕

3 〔同上〕

4 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 第一項第二十号に掲げる場合 同号に規定する書面

三 〔同上〕

四 〔同上〕

〔5～8 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[REDACTED]

改正後	改正前
<p>別紙様式第12号（第86条関係）</p> <p style="text-align: center;">29.7cm以上</p> <p style="text-align: center;">20cm以上</p> <p>信用協同組合代理業者許可票 信用協同組合代理業 許可番号 金融庁長官( )第 号 (財務(支)局長) (信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名) (所属信用協同組合の名称)</p>	<p>別紙様式第12号（第86条関係）</p> <p style="text-align: center;">30cm以上</p> <p style="text-align: center;">20cm以上</p> <p>信用協同組合代理業者許可票 信用協同組合代理業 許可番号 金融庁長官( )第 号 (財務(支)局長) (信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名) (所属信用協同組合の名称)</p>
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「所属信用協同組合の名称」には、所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する所属信用協同組合を<u>いう。以 下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属信用協同組合があるときは、<u>全ての所属 信用協同組合の名称を記載すること。</u></u></li> <li>2 法第6条の4に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあっては、許可 番号に代えて、<u>同条の規定により</u>信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。</li> <li>3 [略]</li> </ol>	<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「所属信用協同組合の名称」には、所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する所属信用協同組合を<u>いう。以 下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属信用協同組合があるときは、<u>すべての所属信用 協同組合の名称を記載すること。</u></u></li> <li>2 法第6条の4に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあっては、許可 番号に代えて、<u>同項の規定により</u>信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。</li> <li>3 [同左]</li> </ol>